

## 山口市国民健康保険人間ドック任意検査実施要領

### (任意検査項目の種類)

第1条 山口市国民健康保険人間ドック等実施規則（平成17年山口市規則第109号）の規定により人間ドックを受ける者のうち、次条に掲げる者は、任意検査項目を受けることができる。任意検査項目は、前立腺がん検査及び子宮がん検診とする。

### (対象者)

第2条 任意検査項目を受けることができる者は、健診日において75歳未満の山口市国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）のうち、当該年度において、前立腺がん検査は55歳以上の男性、子宮がん検診は20歳以上の女性とする。

### (申込方法)

第3条 任意検査項目を受けようとする者は、人間ドック申込時に国民健康保険健康診断申込書に所定の記載をする。ただし、任意検査項目のみの申込みはできない。また、健康増進法等に基づく子宮がん検診、健康増進課所管の前立腺がん検診との重複受診はできない。

### (任意検査の項目及び方法)

第4条 任意検査の項目及び方法については、下に掲げるとおりとする。

#### (1) 前立腺がん検査

##### ア 検査項目

前立腺腫瘍マーカー（PSA）検査とする。

##### イ 検査方法

血清中のPSAを酵素免疫法で測定する。

##### ウ 判定等

判定は、数値を表示する（ng/ml）。

判定基準値は、60歳未満は3.0ng/ml、60歳以上は4.0ng/mlとする。

指導区分は、3区分とする。（別紙）

#### (2) 子宮がん検診

##### ア 検査項目

子宮頸部がん検診とする。

##### イ 検査方法

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査を行う。

##### ウ 判定等

細胞診の判定は、ベセスダシステムによる分類とする。（別紙）

指導区分は、人間ドックの区分と同様とする。

(報告)

第5条 市が協定した医療機関（以下「医療機関」という。）は、任意検査を実施後、該当する任意検査成績及び指導録（C、D票）を医師会へ提出し、任意検査を受けた被保険者へ検査結果（B票）を通知する。（「人間ドック（一日）検査成績及び指導録」と同様に扱う。）

(任意検査料金の額)

第6条 任意検査にかかる料金は、下記のとおりとする。

検査名	総費用額	医療機関支払額	被保険者負担額
前立腺がん検査	3,500円	2,500円	1,000円
子宮がん検診	7,000円	6,000円	1,000円

附 則

- 1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日から平成18年3月31日までの期間における第2条の規定の適用については、「山口市国民健康保険被保険者」を「合併前の山口市の区域内に住所を有する山口市国民健康保険被保険者」とする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(別紙)

前立腺がん判定基準値及び検査指導区分

60歳未満

	PSA数値	指導
1	1.0ng/ml 未満	今回の検査の範囲では異常を認めません。
2	1.0～3.0ng/ml 未満	わずかな変化です。様子をみてください。
3	3.0ng/ml 以上	今回の検査ではさらに詳しい検査を必要としますので専門医を受診してください。

60歳以上

	PSA数値	指導
1	1.0ng/ml 未満	今回の検査の範囲では異常を認めません。
2	1.0～4.0ng/ml 未満	わずかな変化です。様子をみてください。
3	4.0ng/ml 以上	今回の検査ではさらに詳しい検査を必要としますので専門医を受診してください。

子宮がん検診細胞診判定基準

	結果
NILM	陰性
ASC-US	意義不明な異型扁平上皮細胞
ASC-H	HSILを除外できない異型扁平上皮細胞
LSIL	軽度扁平上皮内病変
HSIL	高度扁平上皮内病変
SCC	扁平上皮がん
AGC	異型腺細胞
AIS	上皮内腺がん
Adenocarcinoma	腺がん
other	その他の悪性腫瘍